

## ○岩手県警察交通管制要綱の制定について

令和6年3月5日  
岩交通第12号警察本部長  
岩生安第72号  
各 部 長  
首 席 監 察 官  
各 所 属 長

みだしの要綱を別添のとおり制定し、令和6年3月5日から施行するので誤りのないようにされたい。

なお、岩手県警察交通管制要綱の制定について（平成13年3月9日付け岩交通発第15号、岩生安発第18号）は、本例規の施行をもって廃止する。

別添

### 岩手県警察交通管制要綱

（目的）

第1 この要綱は、主に県内及び近県における道路交通に関する情報を迅速かつ的確に収集、分析の上、一元的に交通管制を実施することについて必要な事項を定めることにより、交通の安全と円滑を図り併せて道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 交通情報

道路交通法（昭和35年法律第105号）第109条の2第1項の規定に基づき、車両の運転者に提供するもので、交通障害、道路使用及び交通渋滞に関する車両の通行に必要な情報をいう。

(2) 交通障害

自然災害、異常気象、交通事故その他の事由に基づく道路の通行不能、通行禁止及び通行の制限（下記「道路使用」を除く。）をいう。

(3) 道路使用

道路交通法第77条第1項第1号又は第4号に定義される、道路における工事若しくは作業又は祭礼行事、ロケーション、競技会等の警察署長等の許可を受けなければならない行為のうち、通行制限を伴う行為をいう。

(4) 交通渋滞

車両の過度集中、道路工事、事故その他の事由により、道路上における車両の交通が滞り、速度がおおむね20キロメートル毎時以下になっている状態をいう。

(5) 交通管制

交通情報の収集分析及び伝達、交通管制機器の操作並びに現場の警察官からの交通規制に関する情報等を一体的かつ有機的に実施して、交通状況の変化に即応した最適な交通流の調整及び管理を行うことをいう。

(6) 交通管制機器

交通管制を実施するための装置で、中央装置（電子計算機、その周辺装置及び管制卓等）及び端末装置（車両感知器、光ビーコン、交通流監視カメラ、集中制御方式交通信号機、中央線変移、可変速度標識（設定端末を含む。）及び交通情報板）をいう。

(7) 交通管制センター

交通管制を行うため、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号）第2条第3項第1号ロに規定する施設をいい、施設の目的は、同法施行令（昭和41年政令第103号）第1条第1項の規定による。

(交通管制機器の運用及び保守管理)

第3 交通管制機器の運用及び保守管理の総括責任者は、交通規制課長とする。

2 交通管制機器のうち端末装置の設置場所を管轄する警察署長及び高速道路交通警察隊長は、端末装置の運用及び保守管理について、第一次的な責任を有する。

(交通管制センターの設置)

第4 岩手県警察組織規則(昭和49年岩手県公安委員会規則第2号)に基づき、交通部交通規制課に交通管制センターを置くほか、交通管制センターに所要の職員を置く。

(交通管制官)

第5 岩手県警察組織規程(昭和49年警察本部訓令第3号)に基づき、交通規制課に交通管制官を置く。

(交通管制官の任務)

第6 交通管制官は、第7各号に掲げる業務を総括するとともに、交通管制センターに勤務する職員の指揮監督及び指導教養を行う。

2 交通管制官は、現場の警察官に対し、交通管制に関する必要な情報提供を行う。

3 交通管制官は、交通管制センター業務の効率的な推進を図るため、生活安全部通信指令課指令官と緊密な連携を保たなければならない。

(交通管制センターの業務)

第7 交通管制センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 交通情報の収集、分析及び提供に関すること。

(2) 交通情報の適正な措置に関すること。

(3) 交通管制機器による交通流の監視及び集中制御方式交通信号機の制御に関すること。

(4) 交通管制機器の運用及び保守管理に関すること。

(5) 緊急時の交通管制及び現場の警察官に対する交通規制等の情報提供に関すること。

(6) その他特命事項に関すること。

(交通情報の収集)

第8 交通規制課長は、交通管制機器を適正に運用するほか、警察庁、東北管区警察局、関係都道府県警察、道路管理者、盛岡地方气象台等の関係機関及び団体と連携を密にして、交通情報の広域的な収集に努めなければならない。

2 警察署長、高速道路交通警察隊長及び交通機動隊長(以下「署長等」という。)は、日常の警察活動を通じて交通情報の収集に努めなければならない。

(交通情報の報告)

第9 警察職員は、交通障害及び交通渋滞(以下「交通障害等」という。)が発生し又は発生するおそれがある事案を認知したときは、現場を管轄する署長等へ通報すること。また、緊急に混雑緩和又は危険防止の措置を講ずる必要がある場合は、速報すること。

2 署長等は、前記第2項の規定により収集した交通情報で、道路交通に影響を及ぼすことが予想されるものについては、交通情報の種別、発生日時・場所、原因・内容、交通規制・う回路の状況、復旧又は解除の見通し等必要な事項を速やかに交通規制課長(交通管制センター)を経由して、警察本部長(以下「本部長」という。)へ報告するものとする。

3 生活安全部通信指令課の勤務員は、警察機関への緊急通報用電話(110番)等で受理した案件のうち、交通管制による対応が必要と認められるものについて、交通管制センターへ通報するものとする。

(交通情報の分析及び提供)

第10 交通規制課長は、収集した交通情報を分析の上、交通状況の変化に即応した最適な交通流の調整及び管理に努めなければならない。

2 交通規制課長及び署長等は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第109条の2第1項の規定に基づき、収集した交通情報について、車両の運転手に対して提供するように努めなければならない。

3 交通部長(交通規制課長)は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第109条の2第2項の規定に基づき、交通情報の提供に係る事務について、委託することができる。

(交通障害発生時の措置)

第11 署長等は、管轄区域内で交通障害等が発生し又は発生するおそれがあると認められるときは、速やかに交通整理、交通規制及び現場広報、その他必要な措置（以下「必要な交通規制等」という。）を講じて、交通障害等の早期解消に努めなければならない。

2 交通規制課長は、収集した交通情報に基づき、緊急に措置する必要を認めるときは、現場警察官、関係する署長等に対して、交通障害等の早期解消のため、必要な交通規制等を要請することができる。

（緊急時の交通管制）

第12 本部長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめとした自然災害などの大規模災害等に伴う交通規制を実施する場合並びに県内及び近県における重要突発事案発生時に伴う交通規制を実施する場合は、次に掲げる活動により、交通渋滞の抑制・解消に努めるものとする。

(1) 大規模災害等に伴う交通規制を実施する場合は、警察署長及び高速道路交通警察隊長に対して、緊急交通路の指定に伴う交通規制及び緊急交通路以外の路線における安全対策のための必要な交通規制を実施させるものとする。

(2) 重要突発事案発生時に伴う交通規制を実施する場合において、広域にわたる交通渋滞の発生又は発生のおそれが認められるときは、発生現場又は警戒線の外周に緊急交通管制区域を設定し、当該交通要点又は路線を管轄する署長等に対し、必要な交通整理及び交通規制を実施させるものとする。また、交通規制課長又は署長等は、円滑な交通の確保のため、路線バス等の公共輸送機関に対し、交通情報を提供するものとする。

（広域交通管制）

第13 本部長（交通管制センター）は、広域にわたり交通管制を実施する必要がある場合は、第11及び第12のほか、次により行うものとする。

(1) 関係都道府県警察に対して、車両の通行の禁止又は制限その他必要な措置を行うよう要請するものとする。

(2) 関係都道府県警察から、車両の通行の禁止又は制限その他必要な措置を行うよう要請があったときは、できる限り協力するものとする。

(3) 警察庁、東北管区警察局及び関係都道府県警察との連携に十分配慮するものとする。

（交通管制センター勤務員の勤務要領等）

第14 交通管制センター勤務員の勤務要領については、別途通達する。